

マイナンバーカード 交付・申請

休日・夜間窓口開設

市は、平日の業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、マイナンバーカード交付・申請などの休日・夜間窓口を開設します。

- とき／【休日窓口】9月12日(日) 午前10時～午後4時 【夜間窓口】9月2日(木)・7日(火)・9日(木)・14日(火)・16日(木) いずれも午後5時15分～7時30分
- ところ／窓口サービス課
- 内容／マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新、マイナポイント設定支援
- 問合せ／同課 (☎47-8764) へ



起業・創業ハンドブック

大垣地域経済戦略推進協議会は、大垣地域でビジネスを開始しようとする人のために、必要となる手順を簡単にまとめた「起業・創業ハンドブック」を作成しました。

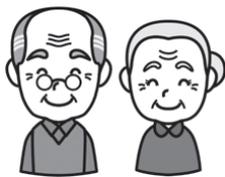
希望する人には、大垣ビジネスサポートセンター(ガキビズ)で無料配布しているほか、同協議会HPからダウンロードできます。

詳しくは、大垣ビジネスサポートセンター(☎78-3988)へ。



年金生活者支援 給付金制度

給付金を上乗せ支給



公的年金の収入などが一定の基準以下の年金生活者を支援するために、年金に上乗せして支給される、年金生活者支援給付金制度が令和元年10月に始まりました。

今年度から新たに対象となる人には、日本年金機構から請求手続きの案内が8月下旬から順次届きます。同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要な事項を記入して切手を貼り、郵便ポストへ投函してください。なお、すでに年金生活者支援給付金を受給し、今年度も受給要件を満たす場合は、手続きは不要です。

詳しくは、給付金専用ダイヤル(☎0570-05-4092)または、大垣年金事務所(☎78-5166)へ。

社会生活基本調査にご協力ください



県は、10月20日現在で、社会生活基本調査を実施します。

この調査は、国民の生活時間の使い方やさまざまな活動状況を調べ、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や少子高齢化対策などの政策に必要な基礎資料として活用するために、実施するものです。

9月上旬に、調査員が下記の対象地域を巡回し、世帯抽出に必要な名簿作成を行います。その後、調査をお願いする世帯には、10月上旬から中旬にかけて調査員が伺い、調査票をお配りしますので、ご回答をお願いします。

詳しくは、県環境生活部統計課(☎058-272-1111 内線2089・2090)へ。

高砂町1丁目、室本町2丁目、林町3丁目、禾森町6丁目、築捨町3丁目、久徳町、枝郷2・3丁目、興福地町、上面2丁目、中ノ江1～3丁目、浅草3丁目、青墓町1・2丁目

心身障害者医療費助成制度 受給者証の更新

市は、心身障害者医療費助成制度の対象者(下表)に、新しい受給者証と更新申請書を、9月初旬に発送します。

大垣市心身障害者医療費受給者証		見本
受給者証番号	202-99999999	
受給者名	大垣 次郎	
生年月日	昭和50年5月1日	
住所	岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地	
有効期間	令和3年10月1日 から 令和4年9月30日 まで	
交付年月日	令和3年10月1日	
発行機関名及び印		大垣市長 印

郵送された申請書は、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で郵送してください(窓口での申請は混雑が予想されます)。

なお、現在ご利用の受給者証の有効期限は、9月30日です。10月1日以降は、新しい受給者証を医療機関に提示してください。また、有効期限の切れた受給者証は細断し、ご自身で破棄してください。

*問合せ/国保医療課福祉医療・後期医療グループ(☎47-8140)へ

対象者

身体障害者手帳(1～3級)、療育手帳(A1～B1)、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)のいずれかをお持ちの人
※本人、配偶者、扶養義務者などに所得制限あり

高齢者の運転免許証 自主返納を支援します



- ▶対象/運転免許証を自主返納し、申請時に65歳以上で市内に住民登録のある人
- ▶申請期限/自主返納した日から起算して1年以内
- ▶内容/鉄道・バス・タクシーのいずれかの回数券(5,000円程度)を贈呈
- ▶申請先/交通政策課、各地域事務所、上石津地域の各支所、市民サービスセンター ※交通政策課のみ即日交付、その他は後日郵送
- ▶申請方法/必要書類(①申請書 ②申請による運転免許の取消通知書の写し ③運転経歴証明書の写し)を、直接または郵送で交通政策課(〒503-8601 丸の内2-29)へ ※申請書は、上記の申請先で配布(市HPからダウンロード可)
- ▶問合せ/同課(☎47-7386)へ

住民票などの第三者交付時 本人へ通知します

希望者は登録を!

本人通知制度は、住民票や戸籍謄本などを本人以外の第三者へ交付したときに、登録者本人に対してその事実を通知する制度で、住民票などの不正請求や不正取得による個人の権利侵害の抑止や防止を目的としています。

この制度を利用するには、事前登録が必要です。登録有効期間は3年間で、期間の延長を希望される人は、登録期間満了日の1か月前から更新手続きができます。自動更新はされませんので、ご注意ください。

- ▶登録できる人/市内に住民票または戸籍がある人(過去にあった人を含む)
- ▶通知を行う時/委任状による代理人請求や特定事務受任者(弁護士や司法書士など)の職務上請求により登録者の住民票や戸籍謄本などを交付した時(裁判・訴訟手続きなどによる請求や、国・地方公共団体からの請求などは除く)
- ▶申請方法/運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認できるものを持参し、窓口サービス課へ
- ▶問合せ/同課証明・庶務グループ(☎47-8759)へ